

重要事項説明書

社会福祉法人 みどり福祉会
介護相談センターあんきの家

第1条（事業の目的）

社会福祉法人みどり福祉会が開設する指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業者の介護支援専門員その他の従業者（以下「介護支援専門員等」という。）が要介護状態または要支援状態にある高齢者に対して適正な居宅介護支援事業を行うことを目的とする。

第2条（運営の方針）

- (1) 介護支援専門員は、利用者が要介護状態となった場合、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営めるように支援する。
- (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて利用者の選択に基づき、公正中立な立場で、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう努める。これにより、利用者はサービス計画に位置付ける居宅サービス事業所の選択においては、複数の事業所の紹介を求めることが出来る。また、その居宅サービス事業所を居宅サービス計画書に位置付けた理由の説明を求めることが出来る。
- (3) 事業の運営にあたっては、市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設などと連携に努める。

第3条（事業所の名称等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 介護相談センターあんきの家
2020年4月1日指定 岐阜市 2170114322号
- (2) 所在地 岐阜市細畑3丁目16番8号
- (3) 電話番号 058-216-1170

第4条（従業者の職種、員数及び職務内容）

事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（介護支援専門員と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び、指定居宅介護支援の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2) 介護支援専門員
利用者35人に一人を標準として配置する。
 - ・介護支援専門員 2名以上

介護支援専門員は、申請書の作成、居宅介護サービス計画の作成、その他の居宅介護支援業務の提供を行う。

第5条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。

但し、毎月最終週の土曜日、国民の祝祭日、及び年未年始（12月30日～1月3日）、法人創立記念日（3月12日）を除く。

(2) 営業時間 月曜日から金曜日 9：00～17：00

土曜日 9：00～12：00

第6条（居宅介護支援の内容及び、提供方法）

居宅介護支援の内容及び提供方法は次のとおりとする。

(1) 居宅サービス計画の作成

(2) 居宅サービス事業者との連絡調整

(3) 他の指定居宅介護支援事業者との連絡調整

(4) 指定介護保険施設との連絡調整

(5) その他の居宅介護支援業務

(6) 使用する課題分析表は、独自方式とする。

(7) 利用者の相談を受ける場所は、相談室内とする。

(8) サービス担当者会議の開催場所は、利用者宅等とする。

(9) 介護支援専門員の居宅訪問頻度は、必要に応じて訪問することとし原則として毎月一度程度とする。

第7条（利用料等）

(1) 指定居宅介護支援事業を実施した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅支援事業が法定代理受領サービスである時には無料とする。

(2) 通常の事業実施地域を越えて行う居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収することができる。なお、自動車を使用した場合は次の距離別徴収額を基準とする。

・通常の地域を超えたところから1kmあたり20円とする。

(3) 前項の費用の支払いを受ける場合には、予め利用者またはその家族にサービスの内容及び費用について文書で説明し、同意を得ることとする。

第8条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、下表に定める地域とする。

岐阜市	岐阜市地域包括支援センター長森南地域：長森南校区 岐阜市地域包括支援センター長森地域：長森北、長森東、長森西、日野校区 岐阜市地域包括支援センター白梅華地域：白山、梅林、華陽校区 岐阜市地域包括支援センター厚見地域：厚見校区
各務原市	那加地域：那加第1、那加第2、那加第3校区
岐南町	全域

第9条（緊急時等における対応方法）

介護支援専門員は、居宅介護支援を実施中に、事故が発生した場合は必要な措置を取る。また利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医等に連絡する。

第10条（苦情を処理する為に講ずる措置の概要）

管理者は、別に定める「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」に基づき利用者からの相談や苦情等があった場合、迅速に対応する。

利用者からの相談又は苦情等に対する担当者 相談・苦情受付窓口 中村 陽子 相談・苦情解決担当者 村橋 美津江（管理者） 連絡先 電話（058）216－1170
--

第11条（非常災害対策）

管理者は、別に定める「消防計画」及び「洪水時の避難確保計画」にもとづき、非常災害対策と要介護者等の安全確保に努める。また、岐阜市地域防災計画への協力を努めることとする。

第12条（暴力団の排除）

岐阜市暴力団排除条例に基づいて、市と介護保険事業所が協働して、暴力団排除の推進を図るものとして、事業所を開設する法人の役員、事業所の管理者をはじめとする事業所の運営に従事する者は、暴力団、暴力団員又はこれらと密接な関係を有するものであってはならない事とする。

[その他運営に関する重要事項]

- (1) 管理者は、介護支援専門員の質的向上を図るため定期的な研修の機会を設け、また質の保証ができる業務体制を整備する。
- (2) 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- (3) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- (4) サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
- (5) 居宅介護支援サービスの提供にあたり、当事業所が前6ヶ月間に作成した居宅サービス計画（ケアプラン）総数のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護の記載された割合、並びに前6ヶ月間に作成したケアプランに記載された訪問介護等の回数のうち同一のサービス事業者によって提供された割合を、別途資料にて説明する。
- (6) 病院または診療所（以下、医療機関）との連携にかかわる説明事項
 - ① 利用者が医療機関に入院する必要がある場合、介護支援専門員はその後の適切な退院支援がおこなわれるよう、必要な医療機関との情報連携を行う。
利用者または家族においては、本人が医療機関への入院が必要になった場合には、医療機関側に「担当の介護支援専門員の氏名」及び「連絡先（事業所名と電話番号）」をお知らせください。
 - ② 介護支援専門員は、居宅サービス事業所から利用者にかかわる情報の提供を受けた時、

その他必要と認めるときは、利用者にかかわる口腔に関する問題、薬剤状況その他の利用者の心身または生活状況にかかわる情報のうちの必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師、歯科医師または薬剤師に提供する場合がある。

- ③ 介護支援専門員は、利用者が訪問看護や通所リハビリ等の医療サービスの利用を希望した場合、その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師または歯科医師の意見を求めることとする。この場合において、介護支援専門員は作成した該当のサービス計画書を主治の医師または歯科医師に交付する。

- (7) 利用者の求めに応じて、サービス提供記録を開示する。
(8) 運営規程及び重要事項説明書等の重要事項は常に最新の情報がインターネットで閲覧できます。
(9) 岐阜市条例に従い、完結する記録の保存は5年間とする。
(10) この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人みどり福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

[以下の条件に該当した場合のお願い]

以下の条件に該当した場合には、利用者は速やかに介護支援専門員に連絡を行い、介護支援専門員は必要な支援を行う。

- (1) 被保険証の記載内容に変更が生じた場合
(2) 生活保護を開始または廃止する場合
(3) 要介護認定の申請（更新、区分変更、サービスの種類指定変更申請）
(4) 各種の利用者負担減免に関する決定などに変更が生じた場合
(5) 公費負担医療の受給資格を取得または喪失した場合

[サービスご利用に際してのお願い]

- (1) お茶やお菓子など、お心付けなどは一切ご不要です。
(2) 訪問の際はペットをゲージに入れる、リードにつなぐなどの配慮をお願いします。
(3) 見守りカメラの設置、職員の写真や動画を撮影する場合、また録音等をSNS等に掲載する場合は、個人情報保護法に準じて事前に職員本人の同意を受けてください。
(4) 事業者の職員に対してパワーハラスメント(暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為)やセクシャルハラスメントなどの行為により、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービス中止や契約を解除することもあります。
(5) 訪問中の喫煙はご遠慮ください。

<附 則>

2020年4月1日～施行（第1版）

2021年4月1日改定（第1版 契約書 第5条 8、
重要事項説明書 第4条 2、その他運営に関する重要事項 5）

2021年6月1日改定（重要事項説明書 第5条 1、2）

2021年6月16日改定（理事長の変更）

2024年1月11日改定（重要事項説明書 第8条、苦情処理措置の概要 3）

2024年7月 1日改定（契約書 利用者からの苦情を処理するために講ずる処置の概要 1（1）

指定居宅介護支援契約書

契約者_____と社会福祉法人みどり福祉会介護相談センターあんきの家は、事業者より契約書の内容及び重要事項説明書の説明を受け、双方が同意し契約を結びます。

なお、この契約を証するため本書2通を作成し、契約者・事業所が署名押印のうえ、各1通保有するものとします。

年 月 日

事業者 介護相談センターあんきの家
所在地 岐阜市細畑3丁目16番8号
代表者 社会福祉法人みどり福祉会
理事長 大須賀 志津香 (印)

契約者 住所 _____

氏名 _____ (印)

連絡先 (電話番号) _____

(代理人) 住所 _____

氏名 _____ (続柄) (印)

連絡先 (電話番号) _____

個人情報利用及び取得に関する同意書

利用者 氏名 _____ (印)

代理人 氏名 _____ (続柄) (印)

家族 氏名 _____ (続柄) (印)